

長与町農業委員会議事録

令和6年5月27日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和6年5月農業委員会総会

1. 日時 令和6年5月27日（月） 9時30分から11時30分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉			
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利	
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代	
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	
	12番 山中 庄八郎			
4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	
5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子
第2	第1号議案	農用地利用集積計画について	
第3	第2号議案	農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について	
第4	第3号議案	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について	
第5	第4号議案	長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について	
第6	第1号報告	農地転用専決処分について	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員11人全員の出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長

それでは、令和6年5月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。2番 崎山 光子 委員、3番 辻田 滋子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農用地利用集積計画が7件。

第2号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が2件。

第3号議案 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書。

第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取。

報告事項は、農地転用専決処分の報告が5件、行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。第1号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案農用地利用集積計画について、説明いたします。第1号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町本川内郷(地番) 地目 畑、面積 370㎡ 以下4筆

4筆合計 1,888㎡です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は 野菜です。期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。図面の右下側に(施設名)がございます。(施設名)から北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員
1 番 　はい。令和6年の5月16日に、水谷会長及び崎山委員、柿本委員、池田委員、事務局2名、それと私の7名にて現地確認を行いました。現地はきちんと整備されておりまして、引き続き2年間の更新ということでございます。問題はないと思います。以上です。

議長 　続きます、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番 　今、池田委員のほうから御説明がありましたように5月16日に現地の確認を行っております。ここは継続の貸し借りですので、問題はないかと思っております。以上です。

議長 　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 　続きます、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町本川内郷(地番) 地目 畑 面積 701㎡ 以下5筆

5筆合計 1,234㎡です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。5ページの下側の地図をご覧ください。図面の左側に(施設名)がございまして、(施設名)から東側に位置した赤で表示してある場所が本川内郷(地番)の申請地になります。残りの4筆は、図面の右側に(施設名)がございまして、(施設名)の南側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 はい、報告いたします。先ほど同様のメンバーで令和6年5月16日に現地を確認いたしました。先ほど同様に、今回継続の借入れになっておりますので現地確認したところ問題ないと判断しております。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番 報告をいたします。先ほど同じように、5月16日に現地を確認しております。管理もされており、継続ですので問題ないかと思っております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 貸し借りについては問題ないと思うんですが、期間が2年なのは例えば中間管理機構を通

すためとか、何か理由があるんでしょうか

事務局

特に貸借の方法の問題ではなく、ただ2年間の更新をされたということになります。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、3件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、3件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷(地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町本川内郷(地番) 地目 畑 面積 894㎡です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は ○○円 です。なお、10aあたりは ○○円となります。

土地の所在を説明します。7ページをご覧ください。

図面左上に(施設名)がございませぬ。(施設名)の南東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員
1 番 　はい。報告いたします。令和6年5月16日に先ほどからのメンバーで、現地を確認いたしました。こちらにつきましても、1回目の更新ということで、これまでも借りておりました、引き続き借りて耕作をするという内容になっておりました。何ら問題ないと思います。以上です。

議長 　続きますので、担当農業委員さんをお願いします。

10番 柿本 透 農業委員

10番 　報告いたします。同じく、5月の16日、現地の確認を行っております。(賃借人)は野菜を中心に作付けをされている方で、現地も野菜の作付をちゃんとされておりました。問題ないかと思えます。以上です。

議長 　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷(地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷(地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷(地番) 地目 畑 面積 612㎡ です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は令和6年6月1日から令和8年7月31日までの2年2か月間です。新規の契約となります。他の土地での貸借がございますので終期を合わせた契約となっております。

土地の所在を説明します。9ページをご覧ください。図面の下に(施設名)がございます。(施設名)の北西側に位置した赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

はい、5月16日の10時半から、会長、崎山委員、事務局から2名と私の5人で確認をいたしました。この現地の左側に、竹がたくさん生えております。それで耕作をしないと竹が侵食してくるので、(賃借人)が耕作することによって侵食を防ぐことができると思われま。そして現在は、ナス、それからゴーヤそのほか、夏野菜の準備をされております。問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。

異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、5件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷(地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷(地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷(地番) 地目 田 面積 536㎡ です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりは〇〇円となります。

土地の所在を説明します。1ページをご覧ください。図面左に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地となります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

はい、同じく16日に現地を確認しましたが、継続ということもあり、何ら問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、6件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、6件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町三根郷 (地番) 地目 田 面積 803㎡ 以下2筆

2筆合計 1,871㎡です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稻です。期間は、令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。13ページをご覧ください。図面左に(施設名)がございます。(施設名)東側に位置した赤で表示してある場所が申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

はい、同じく16日に現地を確認しました。これも継続ということで問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、7件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、7件目です。次ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町高田郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 長与町高田郷 (地番) 地目 畑 面積 879㎡ 以下7筆

7筆合計5,664㎡です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。期間は、令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間です。平成16年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

土地の所在を説明します。15ページをご覧ください。図面の左側に(施設名)がございます。(施設名)から東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

山口 正則 推進委員

推進委員
4番

16日の午後2時半より、現地を確認しております。継続ということで何ら問題ないと思います。

議長

続きまして、担当農業委員さんをお願いします。

3番 辻田 滋子 農業委員

3 番

説明を行います。今山口委員より説明がありましたが、5月16日私が出席できずに、別日の5月20日午前9時半から事務局2名と現地確認を行いました。この畑は（使用借人）御夫婦と長男さんで柑橘を栽培しておられ、管理も行き届いております。継続ということで、問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明します。

第2号議案の1ページをご覧ください。

整理番号 5

利用権を設定する者は、

長崎市(地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町三根郷(地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 長与町三根郷(地番) 地目 畑 面積 538㎡です。

作物名は 野菜。権利の種類は賃貸借です。期間は、令和6年7月10日から令和9年7月9日までの3年間です。平成30年から借り入れており、今回2回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりは 〇〇円となります。土地の所在を説明します。図面の中央に橋がございます。橋の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

はい、これも16日の午前中に、先ほどのメンバーで確認をいたしました。現在も野菜を作られて経営管理されているので、問題はないと思われます。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをご覧ください。

整理番号 6

利用権を設定する者は、

長与町岡郷(地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町本川内郷(地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 長与町齊藤郷(地番) 地目 田 面積 1,972㎡です。

作物名は水稻。権利の種類は賃貸借です。期間は、令和6年7月10日から令和11年7月9日までの5年間です。令和元年から借り入れており、今回1回目の更新となります。年間の借賃は米〇〇kgです。なお、10aあたりは米〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面の上に(施設名)がございます。(施設名)の南側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員 7番 説明を行います。5月16日13時30分から、水谷会長、崎山委員、事務局職員2名、(賃借人)と、私の6名で現地を確認しました。1回目の更新ということで、またしっかり管理もしており、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 農業委員

5番 はい。私が当日に私用で行けませんでしたので、2日後に現地を見ております。継続ということで、問題ないと思います。(賃借人)は、この圃場整備内にほかにも2か所作っておられ、非常に助かっております。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします

続いて、第3号議案「令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」について事務局よりお願いします。

事務局

それでは、第3号議案令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、説明します。第3号議案の1ページをお開きください。これは、先月から皆さまにご意見をいただきながら作成を進めてきた意見書でございます。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、農業委員会として町へ提出をするものです。構成としましては、

- 1、農振農用地区域の見直しについて
- 2、新規就農者への支援について
- 3、有害鳥獣対策について
- 4、耕作放棄地の解消について
- 5、認定農業者への支援について
- 6、6次産業化について
- 7、町単独補助事業の申請期限について

など、7項目に分け、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見等を取りまとめております。内容については、最終調整を事務局で行い作成いたしました。ご承認よろしく願いいたします。

(本議案において多くの意見が出たが、意見書の内容を変更するものではなかった。主な意見を抜粋して記載する。)

6番

新規就農を推進するうえでは、若手が入りやすい環境を作っていくのが第一。始めるときにはやはりお金がかかってくるもので、新規就農の方に助成金以外でも何か支援できるものがあれば。

5番

鳥獣被害対策補助に関して、予算がないとは言うが、町全体でも不用額が多く出ている。補正予算で対応はできないものか。

推進委員

8番

農家からの鳥獣被害報告について、町は現地確認をおこなっているのか。実行組合でも調査報告をしているが、形骸化しているように感じる。

2番

イノシシ対策のために、猟友会等と連携して若手の育成もお願いしたい。

3 番

6次産業について、計画したことはあるが、資金面の問題で立ち消えてしまった。自家消費レベルのものは作れるが、販売までは至らない。実際に進めるのであれば、町や県など様々なところに協力してもらう必要がある。

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

お諮りします。令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について、提案とおりの内容で町へ提出することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、提案とおりの内容で町へ提出することとします。なお、意見書の提出は、本日午前11時半に、町長へ直接渡すよう予定しておりますので、申し添えます。

続いて、第4号議案「長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取」についての審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、説明いたします。第4号議案をご準備ください。資料につきましては議案書の7ページから9ページに写真などを添付しておりますのでご参照ください。農用地域内にある土地に、住宅の建築や駐車場の整備などの農地転用をするためには、農用地域からの除外が必要となります。除外するためには、「長与農業振興地域整備計画」の変更が必要です。整備計画の変更にあたっては、農業委員会の意見を聴取することが、法により定められておりますので、今回、議案として上程しております。それでは、内容の詳細につきまして、説明いたします。3ページの「農業振興地域内農用地域の除外申請」をご覧ください。除外の目的、個人住宅建築、および公衆用道路のためです。

申請地 長与町岡郷(地番)の一部 面積 82㎡ 地目 畑 転用後は地目 公衆用道路

所有者

(氏名) 長与町岡郷(地番)

申請地 長与町岡郷(地番) 面積 408㎡ 地目 畑 転用後は地目 宅地

所有者

(氏名) 長崎市(地番)

除外の申請者

(氏名) 大村市(地番)

個人住宅の建築のために農用地除外申請を行うものです。申請者は現在借家住まいであり、子どもが生まれたことで現在の住居では手狭となったことから新築を考えておられます。職場が(地名)から(地名)へ異動となったことに加え、両親が(地名)に住んでおり、(地名)よりも(地名)の方が交通の便が良く、子育て及び介護の対応もしやすいと考えておられます。申請地は周辺を里道や水路で囲まれ、農地や耕作物もないため造成工事が不要な土地となっております。

土地の所在を説明します。5ページをお開きください。

図面右下にバス停がございます。バス停の北西に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今、説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

11番 山口 多美子 委員

11番

今回の申請者と土地の所有者との間に親戚関係等はあるのでしょうか。

事務局

親戚関係はありません。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

それでは、第4号議案の2ページにあります、意見書をご覧ください。今回の内容について、農業振興上「支障はない」または、農業振興上「支障あり」のどちらかを選択し、町長に報告することになります。農業委員の挙手で賛否をとります。農用地から除外することについて、農業振興上「支障はない」という方は、挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、農業振興上「支障はない」と、

町へ報告いたします。

これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。5件すべて、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出となりますので、まとめて報告いたします。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。1枚目が土地利用計画平面図、2枚目以降に仮換地指定図と現況写真です。売買による所有権移転です。

1 件目

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(法人名)

福岡市博多区(地番)

譲渡人は、次ページの別紙のとおり

(氏名)外10名です。

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷(地番)、面積649㎡

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)面積169.5㎡です。

4. 申請日 令和6年5月10日

5. 専決処分の日 令和6年5月15日

次ページをお開きください。2件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(法人名)

長与町高田郷(地番)

譲渡人は、次ページの別紙のとおり

(氏名)外10名です。

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷(地番)、面積82㎡

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号)面積16.22㎡です。

4. 申請日 令和6年5月10日

5. 専決処分の日 令和6年5月15日

次ページをお開きください。3件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(法人名)

長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名)

平戸市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷 (地番)、面積614㎡

樺林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号) 面積174.95㎡です。

4. 申請日 令和6年5月10日

5. 専決処分の日 令和6年5月15日

次ページをご覧ください。4件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(法人名)

長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(氏名)

平戸市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷 (地番)、面積164㎡

樺林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号) 面積26.57㎡です。

4. 申請日 令和6年5月10日

5. 専決処分の日 令和6年5月15日

次ページをご覧ください。5件目です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名)・(氏名)

長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

(法人名)

長与町高田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。高田郷 (地番)、面積561㎡

樺林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号) 面積80㎡です。

4. 申請日 令和6年5月14日

5. 専決処分の日 令和6年5月15日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年5月27日長与町農業委員会
事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で、報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

(令和6年5月行事報告)

最後に、6月の日程について、事務局からお願いします。

事務局

6月25日(火)午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。